(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市坂町字笹谷三六二三番二から同市坂町字笹谷三六二三番一まで	前	一八・二三～二一・九二メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一九・〇七～二二・六六メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市坂町字笹谷三六二三番二から同市坂町字笹谷三六二三番一まで	前	一八・二三～二一・九二メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一九・〇七～二二・六六メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市坂町字笹谷三六二三番二から同市坂町字笹谷三六二三番一まで	前	一八・二三～二一・九二メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一九・〇七～二二・六六メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市坂町字笹谷三六二三番二から同市坂町字笹谷三六二三番一まで	前	一八・二三～二一・九二メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一九・〇七～二二・六六メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市坂町字笹谷三六二三番二から同市坂町字笹谷三六二三番一まで	前	一八・二三～二一・九二メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一九・〇七～二二・六六メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市坂町字笹谷三六二三番二から同市坂町字笹谷三六二三番一まで	前	一八・二三～二一・九二メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一九・〇七～二二・六六メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
村上市坂町字笹谷三六二三番二から同市坂町字笹谷三六二三番一まで	前	一八・二三～二一・九二メートル	〇・〇三六キロメートル
	後	一九・〇七～二二・六六メートル	〇・〇三六キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日　北陸地方整備局長　前川　秀和

供用開始の期日　平成二十一年十二月八日

○中部地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	村上市坂町字笹谷三六二三番二から同市坂町字笹谷三六二三番一まで	北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月八日

○中部地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百二号	名古屋市天白区高島一丁目一七一六番から同市緑区黒沢台一丁目一〇四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月八日

○中国地方整備局告示第百四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日　中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口市小郡下郷字尾崎三七七番一から同市小郡下郷字下開作二三一八番一まで	前	一一・〇〇～七二・〇〇メートル	一・四九〇キロメートル
	後	一三・〇〇～七二・〇〇メートル	一・四九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月八日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	山口市小郡下郷字深田八一二番二から同市小郡下郷字西長通七六一番四まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月八日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十二月四日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律

要求書受領

十一月二十七日、内閣から、総合科学技術会議議員に本庶佑、青木玲子及び中鉢良治を任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、原子力委員会委員長に近藤駿介を、同委員に鈴木達治郎、秋庭悦子、尾本彰及び大庭三枝を任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公正取引委員会委員に細川清を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国家公安委員会委員に髙木剛を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、地方財政審議会委員に神野直彦、松本克夫、木内征司、中村玲子及び佐藤信を任命したいので、総務省設置法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電波監理審議会委員に山本隆司及び山田攝子を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に宮尾龍蔵を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、宇宙開発委員会委員長に池上徹彦を、同委員に井上一及び野本陽代を任命したいので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に関原健夫を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、社会保険審査会委員に木村格を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に上野文雄を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉惠子及び柳憲一郎を任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議決通知

十二月四日本院は総合科学技術会議議員に本庶佑、青木玲子及び中鉢良治を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は原子力委員会委員長に近藤駿介を、同委員に鈴木達治郎、秋庭悦子、尾本彰及び大庭三枝を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公正取引委員会委員に細川清を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は国家公安委員会委員に髙木剛を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は地方財政審議会委員に神野直彦、松本克夫、木内征司、中村玲子及び佐藤信を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電波監理審議会委員に山本隆司及び山田攝子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本銀行政策委員会審議委員に宮尾龍蔵を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は宇宙開発委員会委員長に池上徹彦を、同委員に井上一及び野本陽代を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央社会保険医療協議会委員に関原健夫を任命することに同意した旨内閣に通知した。